

つくし だより

2011年9月号

NO. 255

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2011. 9. 15

改正障害者基本法と家族支援

都連副会長 小笠原勝二

障害者の定義を見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求めた改正障害者基本法が7月29日、国会で可決、成立しました。この改正は2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に必要な法整備の一環であり、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に掲げたものになっています。

改正案では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいい、また「社会的障壁とは障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいうと定義が見直しされました。つまり、制度や慣行など社会的障壁により日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの、とする定義が追加され、障害者が社会参加できない理由には社会の側のバリアーがあるとされた点です。このことは障害者という言葉から受ける概念をかえる重要な転換がはかられたこととなります。

このような社会の実現には、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、ふさわしい生活を保障される権利を有することが前提となります。それには、1) 障害者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動する機会が確保されること、2) どこで誰と生活するかを選択機会が確保され、地域社会で共生することを妨げられないこと、3) 言語その他の意思疎通の手段の選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用手段の選択の機会拡大が図られることが必要です。しかし、この2)と3)には「可能な限り」との制約する文言が付加されていることは何とも残念なことです。今後当事者・家族が一丸となり、各行政の責務である障害者基本計画策定に関与する機会を確保しながら、合理的配慮が担保されるよう求めて行くことが肝要と思われま

このような中でも、基本的施策では、教育について、市町村教委によって障害のある子どもの受け入れ対応が異なるため、本人や保護者に対し、「十分な情報を提供し、可能な限りその意向を尊重しなければならない」と定めたこと。また、「相談等」の条項があり、「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。」と述べられています。これを見ても明らかのように、私達の家族会は国や地方公共団体にとって地域の家族を直接支える重要な機関であり、その家族たちは当事者を支えるためになくしてはならない大切な存在です。家族会は相談事業によって地域の市民の精神保健福祉の相談も受けています。さらに、行政の地方障害者

施策推進協議会や障害者自立支援協議会等に委員を派遣しています。まさしく家族は障害福祉推進の重要なパートナーとの位置づけと理解できるのではないでしょう



「家族相談員養成講座の第2ステージ」

都連副会長 松沢 勝

皆様には、「つくしだより 7月号」で昨年7月から始まった家族相談員養成講座が終了し、第2ステージとして、「単会キャラバン方式」で羽藤先生自ら出向いての事例研究を進める計画が、この度具体的に決まりましたのでご連絡いたしますとともに、皆様方の一層のご協力とご理解を頂きたいとお願ひします。

概要次の通りです。

- ・名称は、「東京つくし会巡回家族相談単会支援チーム」とします。
- ・スーパーバイザー：羽藤先生のもと、各ブロック担当理事が講座の会場設営を担当いたします。

各ブロックの取り纏めは、鈴木理事（西地域）、松沢理事（東地域）、小笠原理事（多摩地域）とします。

- ・スケジュールは、次の通りですが、第3回については確定次第別途お知らせいたします。

第1回 西地域ブロック会幹事：世田谷さくら会 2011年9月24日（土）

第2回 東地域ブロック会幹事：練馬家族会 2011年10月22日（土）

第3回 多摩地域ブロック会幹事：西多摩虹の会 日時未定

（講座の時間は午後2時から4時までの予定です。）

- ・以上の3回をテスト・ラウンドとして設定いたしました。各回への参加者はブロックの取り纏め理事がブロック会幹事家族会と協議して決め、各単会に参加を呼びかけます。他の単会からは、出来るだけ沢山の参加を得たく、人数を制限させていただきますのでご了承をお願いします。

- ・講座で取り上げる事例は、各単会で実際の事例を採りあげる予定ですが、羽藤先生は精神障害の理解には家族会での話し合いが大変効果があると指摘しておられますので、各単会での実体験に基づく事例を期待いたします。急な日程設定となりましたが、講師の先生の日程を優先させていただきましたので、よろしくご理解をお願いいたします。



家族相談から見えてくるもの

都連理事 小川順子

東京つくし会の活動の一つである「相談事業」は、木曜定例の家族相談（毎週11時から16時）と地域での家族会役員による家族相談、それに事務局職員による平日随時の電話相談が行われています。例外として、手紙による当会への訴えもあります。この事業は、四半期ごとに相談実施報告書を定期的に提出することで、東京都委託事業の対象になっています。どこにも受け止めてもらえない切実な内容がしばしば持ち込まれます。

- ・木曜相談は電話によるもので、理事が交代で相談員を務めています。当事者からの電話では日毎のいらだちや怒り・孤独感・悲しみなどが話されますが、今でいうツイッターの役割もしております。相談の内容は、新聞記事に対する抗議、家族の間のいさかい・病名についての疑問・主事医の心ない言葉や対応など、胸に収まらないことが多くありますが、それらを話すことで気持ちを受け止めてもらい、元気になりたいという気持ちが伝わってきます。当事者を持つ親からの悩みでは、家庭

内暴力や買物依存など解決の難しい苦しい告白と相談がありますが、傾聴して共感する一方、家族会でその解決に役立つような社会資源の充実のための法律制度改革などの努力を続けていることをお伝えし、希望を失わないように励ましています。
・単会が行っている家族相談は、圧倒的に家族からの相談で、面接（両親・きょうだいとも）や訪問要請もあり、具体的で緊急を要することもあります。相談の内容は、「生活」に関する深刻な問題が多くあります。両親の高齢化や引きこもり・退院後の生活・無年金問題・家族の経済的苦境・親亡き後の不安など、相談後に続く解決までの道のりは容易ではありません。家族会員の経験や熱意をもっても及ばないことが多く、国の速やかな家族支援体制が整うことを強く望みます。



平成 23 年度東京障害者技能競技大会運営委員会参加報告

都連理事 鈴木孝男

平成 23 年 8 月 9 日東京つくし会理事会の担当として「平成 23 年度東京障害者技能競技大会」運営委員会に参加した。この競技大会「アビリンピック」と呼称され今年度から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 東京障害者センターが担当することとなり、その運営実施のための第 1 回運営委員会が開催されたものです。委員長の進行で委員会が開催され、東京障害者技能競技大会実施要項の説明があり、大会業務スケジュールが話された。

- I ・大会名称 「平成 23 年度東京障害者技能競技大会」
- II ・主催 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 東京障害者センター
- III ・共催 東京都（東京都産業経済局能力開発課）
- IV ・後援 東京都産業労働局、東京経営者協会、東京都身体障害者団体連合会、東京都知的障害者育成会、東京都精神障害者家族会連合会、社会福祉法人日本盲人職能開発センター
- V ・開催日程 平成 24 年 2 月 18 日（土）午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分
- VI ・会場 都立東京障害者職業能力開発校 東京都小平市小川町

この競技会の参加対象資格

- 1) 身体障害、知的障害、精神障害の三障害者が「障害者の雇用の促進等に関する法律 2 条」に規定されている者で、平成 23 年 4 月 1 日現在 15 歳以上の者
- 2) 東京都内に居住、都内の事業所に勤務する者で、また参加希望技能競技種目において、過去の大会で金賞を受賞していない者

競技種目、競技実施方法

- 1) ワープロおよび表計算：身体障害者、精神障害者それぞれ 10 名、2) パソコン操作：視覚障害者 10 名、3) パソコンデータ入力、喫茶サービスおよびオフィスアシスタント：知的障害者それぞれ 10 名

応募期間は平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 1 月 13 日

参加費無料で当日は障害者作品展も行う予定です。



「東京都精神保健福祉連絡会」とは？

東京都精神保健福祉連絡会 委員 増田公子

2008 年から都連の理事になり、そして、この東京都精神保健福祉連絡会の委員として役割をにない、現在 4 年目になる。東京都社会福祉協議会（東社協）の中にあるこの連絡会は、2001 年 6 月に後述するように外部の団体が東社協に編入されてできた。全都的な組織を持つ民間の精神保健福祉関係 9 団体（東京都障がい

者就業支援事業所の会、東京都精神障害者共同ホーム連絡会、東京都精神障害者団体連合会、精神障害者地域生活支援とうきょう会議、東京都精神障害者授産施設連絡会、東京都地域生活支援センター連絡会、社団法人日本てんかん協会東京都支部、東京都精神保健福祉ボランティア連絡会、東京つくし会)の集まりで、隔月に運営委員会を開催している。情報交換や都の精神保健福祉分野への施策提言や、年1回2月に都民対象に「心の病」についての講演会を行っている。また、「道しるべ」の発行にも寄与している。

この連絡会は、もともとは東社協の外にあった団体で、東京都精神保健福祉民間団体協議会(略称:都精民協)の名称で、現在でも東京都への要望書提出、各政党とのヒアリングなどを行う時にはその名称で東社協の外の団体として活動している。

2009年より、東社協「地域福祉推進委員会」の委員としての役割も担い、3年目になる。年3回開催され毎年「提言集」を発行している。この委員会の構成員は、学識経験者、当事者団体、福祉サービス事業者、相談機関・団体、区市町村社協、民生委員・児童委員より構成される。精神関係は、この「東京都精神保健福祉連絡会」から1名のみの参加で、なかなか精神の課題に踏み込みにくい状態である。

3障がい一緒になった自立支援法になったため、昨年度より民間社会福祉施設サービス推進費などの検討会にも、精神関係の代表が出席し、意見を出せ、少し反映できるようになってきている。提言集の中の「部会・連絡会」からの提言には、「東京都精神保健福祉連絡会」からの提言があり、2010年度は「精神障がい者などを抱えた家族への支援を、早急に制度的に位置つけること」、2011年度は「心の病について教育啓発を」が掲載されている。東京都精神保健福祉連絡会からの提言があり、2010年度は「精神障がい者などを抱えた家族への支援を、早急に制度的に位置つけること」、2011年度は「心の病について教育啓発を」が掲載されている。



◇平成23年度 賛助会加入状況 (H23年8月31日現在)

診療所	野の花メンタルクリニック	3,000円
平成23年4月1日～平成23年831日までの累計: 186,000円 (個人1口:2,000円、団体1口:5,000円、診療所1口:3,000円、 病院1口:5,000円)		
個人	17,5口 × 2,000円	= 35,000円
団体	6口 × 5,000円	= 30,000円
病院	3口 × 5,000円	= 15,000円
診療所	35口 × 3,000円 + 1,000円	= 106,000円

*ご協力ありがとうございます。



編集後記・・・障害者自立支援法ができて、それまで法の外にあった精神障害者家族会が運営していた作業所やグループホームの多くが家族の手を離れて法人化した。施設の運用や相談に与る職員も資格保持が求められるようになり、自立支援法からわずか4年に過ぎないが所内作業に家族が通所者と一緒に肩を並べたり、相談に応じる光景を見かけることは少なくなった。

国が動かなかった時代に家族が声をあげ、犠牲を払って困難の中で作業所や授産施設、グループホームを立上げ、懸命に運営してきた事実は記憶に埋もれていく。制度が家族の願いに追いつき、障がいを持つ人たちの環境がようやく整備されてきたいま、その恩恵を真っ先に受けるべきは当事者たち、そして偏見や差別と闘ってきた家族たちだ。時が移り、世代が交替しても原点は変わらない。家族の思いを引き継ぐ活動に期待する。
(都連理事 徳山尚子)